資料１

公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議
設置要綱

令和５年９月 27 日
関係府省庁申合せ
令和６年３月 25 日
一　部　改　正
令和６年 10 月 31 日
一　部　改　正
令和７年３月 25 日
一　部　改　正
令和７年 11 月６日
一　部　改　正
令和８年 11 月 11 日
一　部　改　正

１．趣旨

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）に基づき、太陽光発電の最大限の導入等に取り組むこととしていること等を踏まえ、関係府省庁間の緊密な連携を確保し、必要な検討や取組の円滑な実施を図るため、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

２．構成員

（１）会議の構成員は別添のとおりとする。構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。

（２）会議は、必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

３．事務局

会議の事務は、関係行政機関の協力を得て、環境省地球環境局地球温暖化対策課において処理する。

４．その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

（別添）

令和８年 11 月現在

「公共部門の脱炭素化等に関する関係府省庁連絡会議」　構成員

内閣官房	内閣総務官室参事官
内閣法制局	長官総務室会計課長
人事院	事務総局会計課長
内閣府	大臣官房会計課長
内閣府	大臣官房企画調整課長
宮内庁	長官官房秘書課長
公正取引委員会	事務総局官房総務課会計室長
警察庁（●警察施設）	長官官房会計課長
個人情報保護委員会	事務局総務課長
カジノ管理委員会	事務局総務企画部総務課長
こども家庭庁（●児童福祉施設）	成育局参事官
金融庁	文書課総括管理官
金融庁	秘書課管理室長
消費者庁	総務課参事官（人事・会計等担当）
デジタル庁	戦略・組織グループ会計担当参事官
復興庁	会計担当参事官
総務省	大臣官房企画課長
総務省	大臣官房会計課長
消防庁（●消防施設）	総務課長
法務省	大臣官房秘書課長
外務省	大臣官房会計課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省 （●社会教育施設その他公共部門）	大臣官房政策課長
文部科学省（●学校施設）	大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
厚生労働省	政策統括官付政策統括室参事官
厚生労働省（●医療施設）	厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省 （●社会福祉施設）	社会・援護局総務課長 社会・援護局障害保健福祉部企

	画課長 老健局高齢者支援課長
農林水産省	大臣官房参事官（経理）
経済産業省	GX グループ環境政策課長
国土交通省	総合政策局環境政策課長
国土交通省（●住宅）	住宅局住宅総合整備課長
国土交通省（●上下水道施設）	水管理・国土保全局上下水道企画課長
★環境省	地球環境局地球温暖化対策課長
環境省	大臣官房会計課長
環境省	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官
環境省（●廃棄物処理施設）	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
防衛省	地方協力局環境政策課長

★議長

●地方公共団体において所管する施設種別

オブザーバー

財務省	理財局国有財産調整課国有財産有効活用室長
経済産業省	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
国土交通省	大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室長
環境省	大臣官房環境経済課長
会計検査院※	事務総長官房会計課長

※会計検査院は、憲法上の独立機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。